

令和7年7月23日

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録

秩父広域市町村圏組合議会

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のための出席者	4
職務のため出席した事務職員	5
開会・開議	6
議事日程について	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸報告	6
管理者提出議案の報告	7
管理者の挨拶	7
一般質問	9
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
閉会	47

秩父広域市町村圏組合告示第51号

令和7年第2回秩父広域市町村圏組合議会7月定例会を、次のとおり招集する。

令和7年7月16日

秩父広域市町村圏組合
管理者 富田能成

1. 期 日 令和7年7月23日（水）午前10時
2. 場 所 秩父市役所本庁舎4階議場

令和7年7月23日

秩父広域市町村圏組合議会定例会

秩父広域市町村圏組合議会定例会議事日程

令和7年7月23日午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 管理者提出議案の報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 議案第12号 令和6年度秩父広域市町村圏組合水道事業利益の処分及び決算の認定について
- 第 7 議案第13号 秩父広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例及び秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第14号 令和7年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1回）
- 第 9 議案第15号 財産の取得について

(開会 午前10時00分)

出席議員 (16名)

1番	小松穂波	議員	2番	高野佳男	議員
3番	坂本勝幸	議員	4番	内田均	議員
5番	本橋貢	議員	6番	赤岩秀文	議員
7番	木村隆彦	議員	8番	小櫃市郎	議員
9番	宮原みさ子	議員	10番	関根修	議員
11番	若林光雄	議員	12番	四方田実	議員
13番	大島瑠美子	議員	14番	新井利朗	議員
15番	今井敏夫	議員	16番	高根保生	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

富田能成	管 理 者
清野和彦	副 管 理 者
黒澤栄則	理 事
大澤タキ江	理 事
森真太郎	理 事
鈴木光一	監 査 委 員
濱田雅之	事 務 局 長
鈴木千野	会 計 管 理 者
加藤好一	消 防 長
北堀史子	水 道 局 長
本峯治彦	事 務 局 参 事
黒沢武徳	総 合 調 整 幹 兼 消 防 署 長
千嶋浩	事 務 局 次 長 兼 管 理 課 長
岩田聡	事 務 局 次 長 兼 秩 父 長
鈴木和行	ク リ ー ン セ ン タ ー 所 長
引間宣行	消 防 本 部 次 長 兼 監
浅見修	危 機 管 理 防 災 監
	消 防 本 部 専 門 員 兼
	引 間 宣 行 課 長
	消 防 本 部 専 門 員 兼
	引 間 宣 行 課 長
	水 道 局 次 長 兼
	工 務 課 長 兼 横 瀬 事 務 所 長

権	頭	義	典	水	道	局	次	長	兼
浅	賀	進	二	兼	西	秩	事	務	所
引	間	逸	朗	水	道	局	技	監	兼
堀	口	忠	寿	皆	野	長	事	務	所
守	屋	和	佳	財		務	課		長
八	木		修	し	尿	政	策	課	長
平			巖	警		防	課		長
芦	田	進	市	経	営	企	画	課	長
				浄	水		課		長
				大	滝	荒	川	事	務
								所	長

職務のため出席した事務職員

千	嶋		浩	書		記	長
柴	田	卓	也	書			記

午前10時00分 開会

○開会・開議

議長（赤岩秀文議員） ただいまの出席議員は16名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第2回秩父広域市町村圏組合議会7月定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

議長（赤岩秀文議員） 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○会議録署名議員の指名

議長（赤岩秀文議員） まず、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名いたします。

12番 四方田 実 議員

13番 大 島 瑠美子 議員

14番 新 井 利 朗 議員

以上3名の方をお願いをいたします。

○会期の決定

議長（赤岩秀文議員） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（赤岩秀文議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

○諸報告

議長（赤岩秀文議員） 次に、諸報告を行います。

まず、管理者から令和6年度水道事業会計に係る予算繰越額、継続費通次繰越額、継続費の精算及び資金不足比率についてそれぞれ報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

この際、監査委員に説明を求めます。

鈴木監査委員。

(鈴木光一監査委員登壇)

鈴木光一監査委員 おはようございます。監査委員の鈴木でございます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施いたしました例月出納検査の結果につきましてご説明申し上げます。

お手元に配付されております報告書は、本年1月から5月までのそれぞれの月末現在における一般会計及び歳入歳出外現金、また水道事業会計について検査を実施したものでございます。これらについて検査しましたところ、現金出納簿の各月末残高はいずれも検査資料と符合し、正確に処理されておりました。また、各会計の現金につきましては、定期預金及び普通預金により保管されており、通帳、証書等の管理も適切に行われているものと認めました。

なお、本年5月末現在の一般会計及び歳入歳出外現金の残高は8億9,488万7,704円、水道事業会計の残高は40億2,118万797円であることを確認いたしました。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

議長（赤岩秀文議員） 以上で諸報告を終わります。

○管理者提出議案の報告

議長（赤岩秀文議員） 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

議案につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

○管理者の挨拶

議長（赤岩秀文議員） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

管理者。

(富田能成管理者登壇)

富田能成管理者 議員の皆様、おはようございます。赤岩議長からお許しをいただきましたので、一言管理者としてご挨拶をさせていただきたいと存じます。

本日ここに秩父広域市町村圏組合議会7月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともにお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

まず、皆様既にご存じのことですが、長瀨町の大澤タキ江町長におかれましては、今任期をもちまして勇退されるということで、本組合議会の会議に出席いただくのは本日が最終となります。大澤町長は、平成25年7月29日に秩父地域初の女性首長として長瀨町長に就任されると同時に広域組合の理事にも就任をしていただきました。以来3期12年の間、広域行政進展のためにご尽力をいただきました。この間には、水道事業の統合やし尿処理事業の統合など、組合の事務事業に大きな

進展がありました。令和3年からの2年間は副管理者としても組合行政の進展にご尽力をいただきました。本組合におきましても、大澤町長の存在は非常に大きなものがあったと感じております。退任後も大所高所からアドバイス等をいただければうれしいですし、引き続き私たちを見守っていただければ幸いに存じます。大変お疲れさまでした。

さて、5月臨時会の管理者挨拶におきまして、当組合が発足以来55年を迎え、この間の環境変化等により当組合の重要度が増してきていると申し上げました。人口減少が続く秩父地域において、住民の皆さんがこの先もずっと安全で安心できる暮らしを営み続けられるために、当組合が果たす役割は非常に大きいと考えております。当組合が様々な課題を乗り越え、この先もしっかりと機能し続けるためには、組合職員が意識を共有し、一致団結していくことが大変重要と考えています。そのために皆で意識を共有するものとなるもの、具体的には組織のビジョン、組織のミッション、組織のバリューを新たにつくり、皆で共有することが必要と考えています。ビジョンとは、組織が目指すもの、ミッションとは組織がやるべきこと、バリューとは組織が大切にすべきことです。この組合が何を目指しているのか、何をすべきなのか、何を大事にしているのかを全職員で共有し、たとえメンバーが変わっても職員が一致団結し、組織として最大限の力を発揮し続けられるよう、新たな組合ビジョン、ミッション、バリューを今年度策定するよう現在調整を進めているところでございます。調整が終わりましたら、改めて議員の皆様にはご報告をさせていただきたいと思っております。

さて、今年は例年より早い梅雨入りでしたが、梅雨入り後1週間ほどで関東地方では体温並みの猛烈な暑さが続いた一方で、7月9日には梅雨前線が復活し、翌日には関東地方の各地でゲリラ豪雨が発生し、埼玉県北部地域を中心に記録的短時間大雨情報が発出されたところでございます。翌11日には、秩父市大滝地内において落石が発生いたしました。幸いにも人的被害等はありませんでしたが、国道の通行止めに伴いまして住民生活に大きな支障を来しています。組合の業務においてもごみの収集に影響が生じましたが、16日の可燃ごみ収集から再開できたところでございます。

当組合が実施しております事業は、いずれも住民生活に直結し、いつときも休むことなく継続が求められておりますことから、大雨等災害に対する警戒を高めるとともに、地域住民が安全安心に生活できるよう全力で対処してまいりますので、議員の皆様のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、本日執行部でご提案をいたします議案の概要について説明をさせていただきます。本定例会でご審議いただきます議案は4件でございます。

まず、議案第12号 令和6年度秩父広域市町村圏組合水道事業利益の処分及び決算の認定につきましては、地方公営企業法の規定に基づき、議会の議決と認定を得たいため提出するものでございます。

次に、議案第13号 秩父広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例及び秩父広域市町村圏

組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましては、育児休業法の一部を改正する法律の施行に伴い、部分休業の取得パターンの多様化、非常勤職員に係る部分休業の対象となる子の年齢を見直し、職員の仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、関係する条例の規定の整備を行いたいものでございます。

次に、議案第14号 令和7年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1回）につきましては、消費税及び地方消費税還付金の変更と通信運搬費の見直し、工事請負費及び負担金の追加計上等について補正を行いたいものでございます。

次に、議案第15号 財産の取得につきましては、秩父消防署に配備する災害対応特殊救急自動車の取得について、秩父広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めたいものでございます。

以上、議案の概要について申し上げましたが、詳細につきましては担当から説明させていただきますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

先週末には梅雨も明けて、連日のように厳しい暑さが続いておりますが、議員の皆様にはご自愛をいただき、ご健勝にて秩父圏域の発展のためにご活躍いただきますことをご祈念申し上げ、管理者の挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○一般質問

議長（赤岩秀文議員） これより一般質問を行います。

お手元に配付してございます一般質問通告一覧表に従いまして、順次発言を許します。

発言に入る前に一言申し上げます。質問者においては、その内容を端的に述べられ、質問と答弁を含めて60分以内となっておりますことを特にご留意いただきますようよろしくお願いいたします。また、これに対する当局側の答弁も要点を簡明に述べられるようお願いいたします。

それでは、発言を許します。

5番、本橋貢議員。

（5番 本橋 貢議員登壇）

5番（本橋 貢議員） 皆さん、おはようございます。秩父市議会から選出の5番、本橋貢です。よろしくようお願いいたします。傍聴にお越しの皆様、広域組合事業に関心をお持ちいただき誠にありがとうございます。猛暑の中、朝から暑いところ議場に足を運んでいただきありがとうございます。

参議院選挙も終わり、様々な世論でのいろんな声、SNS等でありますけれども、私の個人的な感想としては、非核3原則も認識していない、核が安上がりだなどという、そういった発信をされている、そういった方がこの先6年間も国会で議員活動をされていく、心配でなりません。また、国会議員というのは国民の生命と財産を命がけで守るために働いていかなければなりません。戦争は絶対反対です。そういったところの観点からも、国会議員の皆さんには命がけで日本の国益を守

っていただき、そして戦争の起こらない平和な社会をつくっていただきたいと願っております。

それでは、議長の許可をいただいておりますので、広域地域の1市4町の皆様のお役に立てるよう、7月定例会の一般質問を行わせていただきます。

初めに、広域市町村圏組合職員の皆様、暑い中1市4町のため広域業務にご尽力いただきありがとうございます。

それでは、質問に入らせていただきます。1点目は、汚泥再処理センター施設整備基本計画について伺います。人間の生活において、衣食住という生きるための根本的な課題があります。おいしいものを食べれば、時間の経過とともに人間や生き物の生理現象として排便があります。おしっこや排便がなければ、命に関わる大事な問題となります。生命体としての自然現象です。その最終処理をいただいている事業所、事業者、関係の皆さんがいるおかげで平穏な日常生活が送れます。その尊い仕事をされている皆さんに心より感謝を申し上げます。その大事な汚泥再処理センター施設整備基本計画について、4点ほどお伺いしたいと思います。

(1)として、清流園、溪流園、小鹿野処理センターの処理場別の令和5年度、令和6年度の1日の投入量と処理量について伺います。

(2)として、市町村別の浄化槽基数、合併浄化槽、単独浄化槽、くみ取り、行政の施設、公衆トイレ等の数について伺います。この2つについては、議長にお許しを得て資料請求をさせていただきました。

(3)として、汚泥処理センター施設整備基本計画概要版、令和7年3月秩父広域市町村圏組合の資料から、9ページにあります、①と③は抜かしますけれども、②の環境型循環形成推進交付金申請と④の測量、地質調査、⑤の生活環境影響調査、⑥の民間活力導入可能性調査、⑦の施設整備基本計画、⑧の事業者選定基本計画とあります。この基本計画は全て今年度に進めている事業計画ですが、それぞれの内容と進捗状況を教えていただければと思います。

(4)として、汚泥再生処理センター施設整備基本計画の策定業務委託先と今までの委託料の合計について伺いたいと思います。

次の大きな2点目は、山林火災への対応についてお伺いします。今年も1月7日、アメリカ、ロサンゼルスで発生した大規模な山林火災がありました。また、1月22日にも同じロサンゼルスで2度目の山林火災がありました。ニュースで見ましたが、何日も燃え続け、大きな被害をもたらした衝撃的な映像は記憶に新しいと思います。また、日本では2月26日に岩手県大船渡市で発生した山林火災も、ロサンゼルスの山林火災のように大きな被害が出ないように、ニュースのライブ配信を見守っていた記憶があります。

科学や技術が進んだ現代でも、自然現象には人間の力の限界を感じます。そのような中、消防隊員の皆様は日々苛酷な訓練を重ね、私たちの生命と財産を守る大事な仕事をされています。仕事以上に、市民のために使命と責任を果たす尊い行動に感謝を申し上げます。そこで、いつどこでどの

ような大規模な山林火災が起こるか分かりません。秩父地域は山林に囲まれています。様々な対応が求められると思います。

そこで、3点ほどお伺いしたいと思います。(1)として、岩手県大船渡市の林野火災消防隊派遣の状況と訓練、今後の取組についてはどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

(2)として、大規模な災害時における住まいの確保と生活支援の状況について、これについては市町でどうした支援体制ができるのか、それともそれぞれの市町の対応になるのかをお伺いいたします。

(3)として、山林火災の多い、経験値の高い海外への消防隊の派遣または海外から消防指導員または国内から経験のある消防指導員を呼んで研修については、新たな予算の課題はありますが、どのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

壇上での質問は以上となります。再質問は質問席にて行わせていただきます。

議長（赤岩秀文議員） 5番、本橋貢議員の質問に対する答弁を求めます。

事務局参事。

(本峯治彦事務局参事登壇)

本峯治彦事務局参事 本橋議員のご質問のうち、汚泥再生処理センターの施設整備基本計画について順次お答えいたします。

(1)の清流園、溪流園、小鹿野し尿処理センターの処理場別の令和5年度、6年度の1日平均の投入量と処理量についてでございますが、各年度における施設ごとの数量をお答えいたします。

まず、令和5年度でございますが、清流園の年間総投入量は1万2,890キロリットルであり、年間の受入れ日数243日で平均を出しますと、1日当たりの平均投入量は53.0キロリットルでございます。処理量につきましては、年間を通じ24時間処理を行っていることから、令和5年はうるう年でありましたので、366日で平均をしますと1日当たり35.2キロリットルでございます。同様に溪流園は総投入量が3,651キロリットル、1日当たりの投入量が15キロリットル、処理量は10キロリットル。小鹿野し尿処理センターは、総投入量が4,793キロリットルであり、1日当たりの投入量は19.7キロリットル、処理量は13.1キロリットルでございます。3施設を合計しました令和5年度の総投入量は2万1,334キロリットル、1日当たりの投入量は87.8キロリットル、処理量は58.3キロリットルとなっております。

令和6年度につきましては、清流園の年間の総投入量は1万2,629キロリットルであり、受入れ日数243日で平均をしますと1日当たりの投入量は52.0キロリットル、処理量は令和6年度の処理日数365日で平均をしますと、1日当たり34.6キロリットルでございます。同様に溪流園は総投入量が3,754キロリットル、投入量は15.5キロリットル、処理量は10.3キロリットル、小鹿野し尿処理センターは総投入量が4,684キロリットル、1日当たりの投入量は19.3キロリットル、処理量は12.8キロリットルでございます。3施設を合計しました令和6年度の総投入量は2万1,067キロリットル、1

日当たりの投入量は86.7キロリットル、処理量は57.7キロリットルでございます。

次に、(2)、市町別の浄化槽基数、合併浄化槽、単独浄化槽、くみ取り、行政の施設、公衆トイレ等の数でございますが、現在構成市町等に照会を行っております。

なお、浄化槽基数につきましては、構成市町から埼玉県に報告をしております令和6年3月末現在の数値は、秩父市が合併浄化槽5,860基、単独浄化槽2,744基、横瀬町が合併浄化槽1,078基、単独浄化槽541基、皆野町が合併浄化槽791基、単独浄化槽310基、長瀨町が合併浄化槽648基、単独浄化槽645基、小鹿野町が合併浄化槽2,454基、単独浄化槽1,782基でございます。これ以外の数値につきましては現在調査をしておりますので、お示しできるようになりましたらご報告したいと存じます。

次に、(3)、汚泥再生処理センター施設整備基本計画概要版の現在の事業スケジュールの進捗状況についてお答えいたします。先週7月16日の秩父広域市町村圏組合議会全員協議会においてご報告しましたとおり、6月26日にし尿等収集運搬業者に対する施設整備基本計画等の説明会を開催する予定で準備をしておりましたが、業者側から基本計画等には反対であるため、説明会を聞くことはできない旨の主張があり、当日やむなく説明会を中止といたしました。業者側から1日の計画処理量60キロリットルの施設建設について、現状の投入量からの算定では適正でなく、浄化槽基数等に基づき算定すべきとの指摘があったことから再度施設処理量を検証することとなり、一部事業を止めて処理量の検証作業に入っております。

概要版の事業スケジュール表にある各事業の進捗状況のうち循環型社会形成推進交付金申請等につきましては、昨年度申請を行い2,012万円の内示をいただいております。また、測量、地質調査及び生活環境影響調査につきましては今年度当初から着手をしており、現在計画どおりに調査業務を進めております。

なお、民間活力導入可能性調査、施設整備基本設計、事業者選定業務につきましては事務作業を進めておりましたが、ここに来て基本計画の施設処理量を再検証することになったことから、一旦事務作業を止めている状況でございます。

最後に、(4)、汚泥再生処理センター施設整備基本計画の策定業務委託先と委託料について、過去の計画も関連がございますので、一括してお答えいたします。

最初に、委託料でございますが、組合に事業移管される前の令和3年5月に策定をしました秩父地域し尿処理事業広域化基本計画が657万8,000円、令和5年4月に策定をしましたし尿処理基本計画が397万1,000円、昨年度策定をしました循環型社会形成推進地域計画及び汚泥再生処理センター施設整備基本計画は1,628万3,300円でございます。また、今年度を実施しております汚泥再生処理センター建設に係る生活環境影響調査及び基本設計業務等委託料は4,609万円であり、以上申し上げました4つの委託業務は全て指名競争入札により委託業者を決定し、委託先は全て株式会社日水コン埼玉事務所でございます。

以上でございます。

議長（赤岩秀文議員） 消防長。

（加藤好一消防長登壇）

加藤好一消防長 本橋議員のご質問、山林火災の対応について順次お答えいたします。

（１）、岩手県大船渡市の林野火災については、令和７年２月２６日１３時０２分に消防が覚知、４月７日１７時３０分に鎮火、覚知から鎮火まで４１日間となっております。出火箇所は、岩手県大船渡市赤崎町合足地内、被害状況は林野被害約３,３７０ヘクタール、人的被害、死者１名、住家、非住家被害が合計２２６棟となっております。消防隊の派遣につきましては、２月２７日に消防庁長官より緊急消防援助隊埼玉県大隊へ出動の求めがあり、当消防本部は２月２８日に第１次派遣隊として消火小隊１隊４名を出動させております。以降任務解除となる第４次派遣隊、３月１０日まで隊員を交代させ、延べ１１日間１６名の隊員が活動しております。活動内容としては、消火活動を２４時間体制で行うため埼玉県大隊を３班編成とし、８時間交代で活動しております。宿営地の住田町生涯学習センターから活動拠点まで約４２キロメートルを１時間かけて移動し、埼玉県内の消防隊員と連携しながら、海岸からの長距離中継送水や背負い式水のうを背負い、山林内で活動を行っております。

この派遣で得られた教訓ですが、強風と乾燥が続く気象状況下で活動する林野火災は延焼速度が速いこと、消火用水の確保が難しいことなど、その困難さを痛感いたしました。改めて林野火災発生の予防及び発生時の迅速な対応が重要であることを認識したところでございます。今後の取組としては、火災を未然に防ぐことが最も重要であると考えております。林野火災の発生原因は、野焼きやたばこの不始末など人為的な原因が多くを占めております。そのため、ホームページ、安心・安全メール、ちちぶエフエム、秩父広域市町村圏組合公式エックスなどを活用して火災予防啓発に努めてまいります。

また、林野火災の活動に備え、本年は２月２７日、２８日に林野火災対応訓練を実施しました。この訓練には構成市町の消防団員などが参加し、山林内での消防ホース延長が効率的に展開できるようにする訓練やドローンによる状況確認を行いました。そのほかにも、埼玉県防災航空隊などの関係機関と連携訓練を継続的に実施してまいります。当消防本部管内は、その８５％以上が森林面積です。大規模な林野火災がいつ発生するか分かりません。その備えを怠らないよう努めてまいります。

（２）、大規模な災害時における住まいの確保と生活支援の状況についてのご質問は、所管が構成市町の担当部局となっておりますが、住まいの確保及び生活支援は重要な事柄でございます。消防としてできる範囲において、担当部局と情報共有を図ってまいりたいと考えております。

（３）、火災の多い、経験値の高い海外へ消防隊員の派遣または海外から消防局指導者を呼んでの研修についてでございますが、大規模な林野火災の発生を受け、その対応力の強化は非常に重要な課題であり、海外には林野火災に対して豊富な経験を有する国もあると認識しております。研修につきましては、多額の費用や日数、語学的な課題、安全確保の観点など、慎重に検討すべき課題が多くございます。現時点では、消防隊員を海外に派遣して研修を受けさせる計画はございません。

しかし、山林火災対応の知識、技術の向上は重要であると考えております。当消防本部としては、林野火災の経験が豊富な職員を講師にして研修訓練を行うとともに、各種訓練機関を通して消防隊員の知識、技術の向上に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（赤岩秀文議員） 5番、本橋貢議員。

5番（本橋 貢議員） 初めに、山林火災のことについて、消防長、丁寧なご答弁いただきまして大変ありがとうございました。私もテレビ等で見させていただいて、消防隊員の皆様が夜になって木の根元の枝が折れているところを、そこに水をかけて一つ一つ丁寧に消していくという大変な苦勞を伴う作業されていた、それも山の中を水を背負っていくという苛酷な職務だったと思います。そういった職務に対しまして心から感謝申し上げ、また消防の皆様の常日頃の訓練ということが一番大事なのだということを感じております。消防隊員の皆様には、連日の猛暑の中の活動にご苦勞いただいております。また、山林火災というのは大自然が相手であり、隊員の生命にも危機が及ぶ困難を伴う作業だと思いますが、人命第一でお願いしたいと思っております。

海外の隊員の派遣については、これは確かに予算が伴いますけれども、私も若いときに海外に数回行ったことがありますけれども、そういったときの体験というのは一生忘れないですね。また、最近では昨日のことは忘れても、前のことはちゃんとしっかり覚えていること、そういうところもありますし、大きな経験をしていくということは大事なことになると思いますし、そういったことには確かに予算が伴いますし、安全確保というところはありますけれども、そういったところも逆に考えた上で派遣ができるような体制、来ていただくよりもこちらから数名行って、しっかりと経験をしてくる、研修をしてくる、体験をしてくるということが大きな財産になると思います。予算に関わるということですので、これは最後に管理者にお伺いしたいと思っておりますので、これについての再質問ありません。ありがとうございました。

続きまして、汚泥再処理センター施設整備基本計画について、事務局参事より丁寧な答弁をいただきましてありがとうございました。再質問をさせていただきます。この汚泥再処理センター建設については、私は反対ではなく、むしろ今後のことを考えると必要な施設だと思います。見直しがかかったということでもありますけれども、これを見直しするにはあらゆるリスクを想定して進めるべきではないかと思っております。素人の私の思案ではありますが、今回の計画は60トンであります。70トンから80トンに増やすことで予算は大幅に高くなると思います。また、50トンにすれば、60トンの今の計画、約43億円の計画ですけれども、それより15億円から20億円ぐらい安くなります。その分の予算をまたほかの溪流園の改修費用に回すことで、1か所の施設で事故があっても対応可能となります。リスクの軽減になると思います。このような施設は、事故があっては使えないということになりますので、大事な施設です。委託先のコンサルタントの、また令和3年5月の秩父地域し尿処理事業計画準備室の資料では、単独整備は3施設合計で約30億円であるとの資料があります。こ

の時点では、1施設約10億円で改修できるとしています。現在では、人件費や資材高騰で不可となるとありますが、この案も一つの選択肢と思いますが、この点についてはどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

(3)の汚泥処理施設センター施設整備基本計画の概要ですが、今後事業スケジュールの見直しはどのようになるのかお伺いしたいと思います。

そして、(4)の委託先、コンサルタントへの広域組合全体の委託料についてお伺いしたいと思います。また、コンサルタントとは事業に対して助言、指導、計画を行う専門で相談役です。委託先のコンサルタントは今回の見直しについてどのようにお考えになっているのか、さらに見直しによって委託料の追加予算というのが生じるのかお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（赤岩秀文議員） 当局の答弁を求めます。

事務局参事。

本峯治彦事務局参事 本橋議員の再質問についてお答えいたします。

汚泥再生処理センター施設整備基本計画を現状までどこまで見直するかというご質問でございますが、まず基本計画の施設処理能力1日当たり60キロリットルについて検証を行うこととなりますが、処理能力を再検証した結果60キロリットルを超えるような場合には、地域計画及び施設整備基本計画を一部変更することになるものと考えております。また、処理能力の大きさによっては施設規模の見直しや建設候補地に建設できるかの検証等も踏まえまして、基本計画等の見直しについては柔軟に対応していきたいと考えております。

また、議員からの施設整備に関するご提案につきましては、様々な整備手法、事業案などがあるかと思いますが、今後の事業の進捗状況を見ながら研究をしてみたいと考えております。

次に、現在の事業委託先との関係ですが、処理能力を再検証した結果により施設規模の見直しや建設候補地に建設できるかの検証等も踏まえまして、委託内容につきましても変更の必要が生じれば適切に対応、判断していきたいと考えております。また、当組合では過去に日水コンと契約をしている委託業務につきましては令和6年度まで23件ございまして、そのうちし尿事業に関連するのは2件であります。それ以外は全て水道事業の契約でございます。契約金額は、全件で2億5,144万9,096円でございます。

以上でございます。

議長（赤岩秀文議員） 5番、本橋貢議員。

5番（本橋 貢議員） 事務局参事、ありがとうございます。この頂いた提供資料で見ますと、一番下の合計がありますけれども、処理平均が令和5年度58.3、そして令和6年度57.7、このままでいけば見直す必要はないという、私はそういうふうに見るのですけれども、見直しをしなければならぬ状況というのが生まれたということなのですけれども、何でそんなような計算が違うのか。もともとの計画での数字が違うのか、そういったところに対して疑問が生じるわけなのですけれど

も、その点についてはどのようにお考えなのか、また増えるかもしれないということで現在アンケート調査を行って、その下にあります浄化槽の設置基数についてというところが、正確な数字が今後出てくると思うのですけれども、これはいつ頃まとめて、またそのアンケートがどのような内容のアンケートなのか、それがいつ頃まとまるのか、それについてお伺いしたいと思います。

議長（赤岩秀文議員） 事務局参事。

本峯治彦事務局参事 まず、計画に計上しました計画処理量60キロリットルの算出根拠でございますが、これは令和5年度の各施設搬入量から定住分、非定住分の計算をしまして、定住量につきましてはし尿処理人口1人当たりの算出量を求め、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計、推計値を基に推計した人口減少率を用いまして、令和12年度の搬入量推計を出し、処理分を算出した経過があります。また、人口増減に影響しない非定住分につきましては、過去3年間分の平均値を採用いたしました。定住分と非定住分を合わせた処理量51.1キロリットルに過去3年間、月ごとの最大の変動係数1.17を乗じまして、1日当たり60キロリットルとしたものでございます。これにつきましては、現在の搬入頻度や搬入体制であれば、60キロリットルというのは令和12年度、不足はしないものと考えておりますが、秩父地域においては本来浄化槽法で定める年1回の清掃を定められておりますが、し尿収集運搬業者から実情では2年に1回しか清掃していないご家庭もあるというご指摘もあり、実際の搬入量から求める計算では差異が生じるといった反対意見も出ておりますので、このたび計画処理量60キロリットルについて再検証を行ったものでございます。

以上でございます。

議長（赤岩秀文議員） 本橋貢議員。

5番（本橋 貢議員） ありがとうございます。そもそも論なのですけれども、この数字がこのとおりならば別に見直す必要はないと。でも、それに数字、どこかに疑義が生じたということで見直すという形になると思うのですけれども、今言われたように、法定で定められた年に1回というところ、それを徹底して一気にどのぐらい増えるのかという、そういったところも数字出ているのか、もともとこの下の基礎数にありますように、(2)の埼玉県の状況データとありますように、これでは数字的には不十分だと思います。それなので、現在アンケート調査というのを行って、正しい数字を導き出そうということだと思ふのですけれども、その前に何で見直しがかかるのか。数字をしっかりと上げた時点でこれでは足りない、これでは十分間に合っているという、そういったところになると思うのですけれども、一番私が不思議に思うのは、今の数字が出て58.3キロと、令和5年度。そして6年度が57.7、これでいけば十分、人口減少を逆に加味した場合にはこれで十分いけるのではないかと、60トンの処理でいけるのではないかと思うわけなのですけれども、その一番根本のところ、今の説明でも私はなかなか理解し難いというところがあるのですけれども、私たちに分かりやすくはっきりと教えていただければと思うのですけれども、その辺の数字についてと、あと今後出てくる数字というところがあると思ふのですけれども、この間も全員協議会のときでこの数

字を出していただいておりますけれども、その数字どおりならば別に見直す必要というのは一切ないわけなのですけれども、その点について、数字はこれからだと思いますけれども、今分かっている明確な根拠というのを教えていただければと思います。

議長（赤岩秀文議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時48分

議長（赤岩秀文議員） 会議を再開いたします。

管理者。

（富田能成管理者登壇）

富田能成管理者 それでは、本橋議員のご質問に私のほうからまとめてご答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、前提としましては見直しありきということではありません。根拠となる数字をもう一回見つけにいくということです。60キロリットルで私たちはいけると思っていたのですけれども、その根拠をもう一度確認するということです。今回は、このプロセスにおいて大きな反省点があると思っています。それは、し尿等運搬処理事業者の皆さんとのコミュニケーションが不足していたという反省です。現場でどういう問題意識があって、何が望まれていて、どこにリスクを感じているかというところをコミュニケーション不足もあって、情報として私たちが持ち得なかったというところが大きな反省点になっています。ですので、もう一度数字の根拠を確認するところが非常に大事ということで一旦、もちろん早くできればいいのですけれども、立ち止まって再検証するに値する大きな事象であるという判断をしたということでもあります。

この汚泥再生処理センターの建設は、非常に大きなテーマです。もちろん金額的にも大きいですし、それと1市4町で連携してやっていくには、今までと違った連携が必要になるということです。水道事業は、1市4町同じ形でやっていた水道事業を統合するよりも難易度の高い統合だと思っています。それらを調整した上で、かつこれから先の汚泥再生処理のパートナーであるし尿等運搬処理事業者さんとしっかり連携をすとか、コミュニケーションを取るところは非常に大事でして、そこをもう一回再構築したいなというふうに管理者としては考えています。方向性としては、3つの処理施設が抱えている施設の老朽化など共通の課題を解決し、この地域のし尿処理事業を将来にわたり持続させていくためには、広域化や長期的な視点で考えると施設を統合化し、汚泥再生処理センターを建設していくことは合理的であり、必要なことであると考えています。これが基本です。

一方、一つ大きな問題としては、この地域の人口減少が継続的に進んでいるということでありま
す。人口減少が進む中で地域の実情に合った最適な施設を整備していくということは非常に重要な
ことで、とりわけ減っていくということを考えますと、処理量は減っていくわけです。ですから、
それも踏まえた上で過剰な施設とならない、あるいはコンパクトで無駄がない必要最小限の施設に
するというのは非常に大事な考え方です。その辺を折り合いつけて、もう一度私たちのほうで数字
を検証し、秩父地域にとって一番いい計画につくり上げていきたいなというふうに思います。です
ので、ここに至るまでに数字のところの根拠がデータのまだ信頼度が高くないということと、現
場の声を十分に吸い切れていなかったというところを大きな反省点として、ここから再構築を凶っ
ていきたいなというふうに考えています。

以上です。

議長（赤岩秀文議員） 5番、本橋貢議員。

5番（本橋 貢議員） ありがとうございます。富田管理者より丁寧なご答弁いただきましてありが
とうございます。大体の方向性というのは理解させていただきました。私も個人的には全然反対で
はなく、必要な施設だと思っておりますし、一番いい方向でしっかりと計画を立てていただいて
進めていくということが大事だと思いますけれども、検証しますということになりますと時間の経
過と計画もずれるところもいろいろあると思いますけれども、そういった中で1点お伺いしたいの
は、この汚泥処理に関するアンケートというか調査なのですけれども、どのような調査内容をアン
ケートとして取りまとめるのか、またこれがいつまでに吸い上がって、またその結果を得てどのよ
うな計画で進んでいくのか、それについて当局の今考えられるところを伺いたいと思いますけれ
ども、よろしく願いいたします。

議長（赤岩秀文議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時55分

議長（赤岩秀文議員） それでは、会議を再開いたします。

し尿政策課長。

堀口忠寿し尿政策課長 本橋議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

まず、アンケート的なものでございますが、こちらは議員から質問がありました浄化槽基数です
とか市町の施設、そういったものをまず構成市町のほうに照会をさせていただいております。また、
し尿等収集運搬業者さんのほうにも実際の浄化槽、分かる範囲で大丈夫ですということで、そちら
につきましても大きさの分かったところで記入していただくような形で、紙ベースでアンケートと

いますか、調査内容のところが依頼させていただいております。

また、再検証をしていく中でどのぐらい時期がかかるかという内容でございますが、こちらのほうも各市町からの情報を基に正式に稼働している浄化槽、そういったものを調べるのに大変苦慮している状況でございます。ですので、こちらのほうでもどのぐらいで計算ができるのかといった内容については、正直言ってはっきりとまだ分かっていない状況でございます。

以上でございます。

議長（赤岩秀文議員） 本橋貢議員。

5番（本橋 貢議員） ありがとうございます。様々伺いましたけれども、やっぱり基本となる市町への調査ということと、あとは事業所への様々な浄化槽の基礎数についての調査というところの数字が、この基本計画のもともとのところでずれがあったということで見直さなくてはならない、そういう状況が生じたという、そういったことだと思うのですけれども、私は決して反対ではなくして、予算も大きな予算でありまして大事な事業でありますから、しっかりとした事業計画を基本にかえて、この基礎数を基にして、今の状況で考えられて足りない状況が生じるということだとは思いますが、そういったところをしっかりとコンサルタントのほうとも連携を取っていただいて、正しい基本となる基礎計画というものを立てていただければと思います。職員の皆様にはいろいろな面でご苦労いただくと思いますけれども、そういったところも大事な秩父地域の皆さんの税金をいただいて購入していく、また大事な事業でありますし、大きな予算もかかるというところがありますから、その予算の面についても安ければいいよではなくて、しっかりとした未来志向のあるきちんとした整備指針というのができると思います。

あと、例えばこの施設が清流園にできたと仮定しますという、このくみ取り料金というところについては料金に変更になるとか、そういったところはまだまだ先かもしれませんけれども、今考えるところはどのようなところがくみ取り料金に反映するのかわからないのか、そこもお伺いしたいと思います。

議長（赤岩秀文議員） し尿政策課長。

堀口忠寿し尿政策課長 本橋議員からの再質問についてお答えをさせていただきます。

くみ取り料金でございますが、現在3施設で別々の金額で行っております。こちらにつきましても新施設稼働と合わせるような形で統一をしたいと考えておりますが、もともとの計画が3施設を維持していく中でコストを安くしていく、こういったところから1つのコンパクトな施設を造るという考えから行われておりますので、くみ取り料金につきましても細かい計算を入れながら、なるべく住民負担にならないような形で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（赤岩秀文議員） 本橋貢議員。

5番（本橋 貢議員） ありがとうございます。様々これからご苦労いただくということは私も十

分承知しておりますし、いい施設ができるように計画を立てていただいて、アンケート調査というものも、基礎となる基礎数の調査についても、確かにスピード感というのは言われるかもしれませんが、そこは丁寧に進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。大事な施設ですし。

あと一つ、私が素人の考えで危惧するのは、清流園の場合、前大雪が降りましたよね。ああいったときなんかは、あそこはちょうど坂ですし、日陰もありますし、そういったときにもちょっと心配されるようなところもありますし、あまり大きい雪が降れば回収自体もできないわけなのですが、清流園ならまたそういった施設の環境整備というのも大事だと思いますので、そういったところも頭の中に入れて施設計画を進めていただければと思いますので、そういったところは私の素人の考えでありますけれども、提案させていただきたいと思います。

最後になりますけれども、管理者、先ほどご答弁いただきましたけれども、ありがとうございます。最後に管理者にお伺いしたいのは、最初に山林火災の対応についてお伺いをしたいと思います。消防業務の大変な仕事で、万が一に備えて訓練や点検、経験、さらに勉強を重ね精進していただいているところでもありますけれども、その意味からも研修や経験等は大事なことでありまして、海外からの指導者を呼ぶ、そういったこともありますけれども、こちらから海外に行くということのほうが経験値が高まります。このことについて管理者のお考えをお伺いしたいと思います。また、これには予算が必要となりますので、4月から負担していただき研修費を確保できないものか、それについて管理者にお伺いしたいと思います。

あと、先ほど汚泥再生処理センター施設基本計画について、計画を見直すということで大きな問題ではないかと思っておりますけれども、先ほどご答弁いただきましたけれども、管理者として総合的にコンサルタントまたは行政として今回どこに一番問題というか課題があったのか、その辺をお考えをお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（赤岩秀文議員） 管理者。

（富田能成管理者登壇）

富田能成管理者 まず、し尿処理のほうです。課題は何だったかというご質問かと思えます。先ほどご答弁申し上げたのですけれども、まずは現場に関わる皆さんとのコミュニケーションは不足していたと思います。し尿等収集運搬事業者の皆さんは、私たちの大切なパートナーだと思っておりますので、ここから先しっかりコミュニケーションを密にしていきたいなと思っております。それと、コンサルタントに関しては、コンサルタント自身にこの時点で瑕疵があったとは思っていません。それは、ベースとなる数字の部分というのが問題というか検証が必要であるということでありまして、コンサルタントが求めた計画づくりの中で何か瑕疵があるということではないと現時点では認識をしています。いずれにせよ、し尿処理の事業の統合というのは、これまで様々なことを私たちは1市4町でまとまってやってきましたけれども、一番難易度の高いケースだというふうに思っ

います。しっかり気を張りながら統合を進めていき、必ず統合したメリットを出せるようにしっかり取り組んでまいりたいというふうに思っています。これが1つです。

それと、山林火災の件に関しましては、議員のご質問の趣旨は私も共感するところがあります。今まで私たちがあまり意識をしていなかった新しいリスクが出てきたという話だと思います。まだ日本は山林火災に対する経験値やノウハウが十分ではない。一方、アメリカやオーストラリアは大規模な山林火災の対応はきつと慣れていて、いろんなノウハウがあるであろうということは間違いないと思います。ということなので、そのノウハウを生かしていく、うまく吸収していくということは考えていきたいなと思うのですが、現実的に今組合の懐事情で海外に派遣させるは、やや現実的には財政的には難しいと言わざるを得ません。しっかり様々な費用対効果を考えながら、今の新しく生まれてきた山林火災へのリスク対応がしっかりできるように研修等を組み合わせて、様々なことをノウハウの向上を図っていききたいなというふうに思っています。

以上です。

議長（赤岩秀文議員） 本橋貢議員。

5番（本橋 貢議員） 管理者よりご答弁いただきましてありがとうございます。私の考えにも共感していただいたということで、山林火災に対してはやっぱり財政面ということがあると伺いましたので、そういうような状況、財政的に今後この先それに対して対応ができるような状況ができましたら、ぜひお願いしたいと思います。

汚泥再生処理センター施設整備基本計画につきましては、様々な観点から質問させていただいて大体の状況は分かりましたので、当局といたしましても管理者、理事等ともしっかり連携を取らせていただいて、また関係事業者とのご意見等も伺う、そういったところの支援も大事だと思いますので、そこで一番いいものを見いだしていただいで進めていただければと思います。いい処理センターができるということを私自身も個人的にも願っておりますし、またそれが広域の利益にもつながると思っておりますので、そういった方向でよりよい計画をきちんと丁寧に進めていただければと思いますので、私の思いを伝えさせていただいて一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（赤岩秀文議員） 5番、本橋貢議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時20分

議長（赤岩秀文議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、高野佳男議員。

(2番 高野佳男議員登壇)

2番(高野佳男議員) 皆様、こんにちは。議員番号2番、秩父市議会選出の高野佳男でございます。

本日秩父広域市町村圏組合議会7月定例会におきまして、議長より一般質問の機会を与えていただきましたことを大変光栄に存じますとともに深く感謝を申し上げます。

また、大変厳しい暑さの中、本議会の傍聴にお越しいただきました皆様方、厚く御礼を申し上げます。議会を傍聴していただきますことは、住民の方々が公共の行政に参加していただくための貴重な、そして重要な一歩です。特に広域圏組合は、先ほど富田管理者からのご発言にもありましたように1市4町の住民の方々の生活の安心と安全の根幹を支える不可欠な、そして重要な諸事業を実施しており、組合議会の一員として皆様方とともに考え、行動することで公共の福祉の充実と向上に努めていきたいと常々念じている次第です。

暑い夏の時期は水の需要が増えるときですが、組合の水道局ではかねてより将来の水道事業に関する基本計画の検討を進め、先頃その結果を水道ビジョンの名の下にまとめました。現在その案文はウェブサイト上で公開され、7月17日から8月18日にかけての1か月間、パブリックコメントが募られているところです。議会へのご関心をいただきますとともに、一人でも多くの方々からご意見、ご感想をお寄せいただくことで政策形成のプロセスにご参加いただき、それにより計画の内容が一層よいものになりましたら、この上ないことであると存じます。

さて、本日は広域圏組合が実施する諸事業のうち、水道事業につきまして3点を組合当局にお尋ねをいたします。第1は、建設工事等の発注に係る入札、第2は水道関連施設等の修繕計画と今後の経営健全化、そして最後に水道水の利用促進に関する取組に関し、それぞれ質問をさせていただきます。

最初に、建設工事等の発注に係る入札について取り上げさせていただきます。皆様方もご高承のように、本年度は国庫補助による水道広域化促進事業の10年目、すなわち最終年度に当たりますことから、建設工事を中心に例年よりもかなり多くの事業が予定されており、入札に付される案件の数も増加しております。昨年4月1日から本年7月18日、すなわち昨年度の会計年度で申し上げますと第1四半期から本年度の第2四半期初めにかけて実施された入札の結果に関し、埼玉県電子入札総合案内というウェブサイトを通してインターネット上で公開されている内容を基に、当組合の水道事業関連の入札に関する案件を調べてみました。それを一覧表の形でまとめたものを参考資料としてお手元に配付させていただきましたので、随時ご参照を願います。これは早々の間に手作業で集計をして作成したものですので、一部正確さを欠く部分が含まれるかもしれませんが、そのような点がございましたらご容赦をいただければ幸いです。

お配りした資料でございますが、これは水道事業関連の入札の全件を網羅したものではなく、建設工事を中心に、その中の主要なサブカテゴリーを抽出したものです。対象といたしましたのは、

調達区分が建設工事の中からサブカテゴリとして業種、業務が土木、これが全部で31件、機械器具設置、これが全部で10件、電気、これが全部で3件、舗装、これが全部で4件、そして水道施設、これが全部で7件。それから、調達区分が設計、調査、測量の中からサブカテゴリとして業種、業務が同じ設計、調査、測量、これが全7件。以上申し上げました全てで全55件に関する入札の結果をまとめたものでございます。これらの入札案件では、それぞれ予定価格とともに調査基準等価格が設定をされております。これはあまり聞きなれない用語かもしれませんが、調査基準等価格と申しますのは、公共工事などの入札において予定価格を下回る入札があった場合に、その入札者の契約の履行能力を調査するための基準となる価格とされております。当組合の入札におきましては、おおむね落札できる最低限の価格である最低制限価格としてこれが適用され、これを下回る金額で入札がなされますと失格になります。例えばお手元に配付した資料ですと、その1ページ目、一番下の欄に入札参加業者という欄が幅の広い欄として取ってございますけれども、そここのところに業者名と入札額に続き、括弧して失格という表記がなされている案件が2つございます。具体的には、資料の1枚目ですと土木の2、これ一番上の欄に書いてある区分でありますけれども、土木の2と土木の4に該当する業者にそれぞれ失格とされた業者がおりまして、土木の2のほうですと4業者、土木の4のほうですと3業者がこれに該当しております。

なお、制度上は調査基準等価格と最低制限価格は必ずしも一致するものではないのですが、そのことにつきましては後ほど申し述べたいと思います。

今回調べました55件の入札案件のうち、最低制限価格として適用された調査基準等価格と全く同額で落札された案件が、調達区分建設工事に関しましては、サブカテゴリ土木の中で全31件中12件、機械器具設置では全9件中ゼロ件、電気では全3件中ゼロ件、舗装では全4件中全件である4件、そして水道施設工事では全7件中1件という結果でした。また、調達区分設計、調査、測量に関しましてはサブカテゴリ、同じく設計、調査、測量になりますが、これは全7件中4件がこれに該当をしておりました。以上を合わせますと、お手元に配付させていただきました資料では全55件中25件、約45%が調査基準等価格と同額で落札されていたということになります。

ただいま申し上げました調査基準等価格と落札価格が同額であった個別の案件に関しましては、いささか小さい字で分かりにくくて恐縮ですが、表の一番上の欄に業種、業務の区分名と同カテゴリ内での通し番号を記した番号を太字の斜字体、イタリックで表記をしておきましたので、ご確認を願いたいと思います。また、これに該当する案件では中ほどの欄、調査基準等価格、落札価格、落札業者名、これらの3つの欄を太字で表記いたしますとともに、同じ案件で複数の業者が同額の入札を行っていた場合はその金額を、一番下の欄になりますけれども、入札参加業者のところの入札額を太字で示させていただきました。

なお、同一案件で落札となるべき同類の入札者が複数いた場合はくじ引で落札者が決定されることになっており、落札業者の欄に（くじ）と記載されているのが、これに該当いたします。

さて、以上を踏まえまして上で、当組合が昨年度当初から本年7月中旬にかけて実施した入札に関し、幾つか質問をさせていただきます。最初に、調査基準等価格と落札額が同額であった案件の中から主なものを2件取り上げて質問をさせていただきます。具体的には、案件名が（ゼロ債務）国道299号線外配水管布設工事というものになりますけれども、これはお配りした資料ではシートの3枚目、⑤と示されているところになりますけれども、その土木27、これに該当するものでございます。

この案件は、本年3月12日に開札され、落札業者は有限会社中島土木本店、そして予定価格が3,958万円のところ調査基準等価格と落札額は同額の3,580万2,000円、このような案件でございました。それから、もう一つでございますけれども、同じシートのところ、その下側になりますけれども、⑥と記されたところになりますけれども、土木関連、一番最後になりますけれども、土木31と記された案件になります。これは、案件名が県道秩父荒川線送水管布設工事（秩父管内）という案件になります。この案件は、ごく最近の本年7月8日に開札がされ、落札業者は有限会社ナカケン本店で、予定価格が4億2,155万5,000円のところ調査基準等価格と同額の3億8,777万4,000円で落札がなされております。

以上、例として挙げました2件の案件のうち、特に2番目に申しあげました案件、土木31というところに分類されている県道秩父荒川線送水管布設工事（秩父管内）、この入札では落札業者を含む計9業者が参加いたしました。そのうちの6業者が調査基準等価格と同額で入札を行い、くじ引の結果、先ほど申しあげました有限会社ナカケンが落札者になりました。予定価格が4億円を超える案件で1,000円台、これは1億円の10万分の1、小数点ではコンマ5桁の0.0001に相当する規模の数字になりますけれども、そういった微細な部分に至るまで同じ金額で入札を行う業者が3分の2を占め、さらにその入札額が最低制限価格である調査基準等価格と同額であったというのは、素人目にはいささか奇異な印象を受けるのですが、経緯等をご説明いただきたいと思います。

次に、入札関連2つ目の質問になりますけれども、お手元に配付させていただきました資料では5枚目のシート、上のところになりますけれども、⑨と記されている案件になりますけれども、9から下の⑩、そのシート全体に当たる案件になります。これは調達区分が建設工事、サブカテゴリーである業種、業務が水道施設に区分される案件で、全部で7件が実施されております。これらは全て同一業者である有限会社浅海設備工業本店が落札をしております。これらは、全7件中1件が調査基準等価格と落札額が同額でしたけれども、それ以外の6件は調査基準等価格と予定価格の範囲内の金額で落札が行われております。これは同一の業種、業務の案件になりますので、当該落札業者が高度の専門性を有している等の事情が働いていたのかもしれませんが、これら7種全てが同一業種におきまして同じ業者で落札をされたという経緯につきましてご説明をいただきたいと思います。

入札関連3番目の質問でございますけれども、予定価格に対する調査基準等価格の割合は、調達

区分やそのサブカテゴリーである業種、業務によって差があり、建設工事の土木の場合ではおおむね90%前後、機械器具設置では85%から88%前後、設計、調査、測量では80%前後などとなっているようです。これらに関しまして、一定の指針や基準もしくは算定方式等があるのでしょうか。ご説明をいただければと思います。

次に、2つ目の質問項目、水道関連施設等の修繕計画と今後の経営健全化につきましてお尋ねをいたします。ここでも同じく3点質問させていただきます。

まず最初に、秩父広域市町村圏組合水道事業経営審議会の第4回議事録によりますと、令和8年から令和17年にかけて年間20億円を設備の更新等に充当し、そのうちの15億円を管路事業約7キロメートル、4億円をその他の緊急性や重要度の高い設備の更新、残り1億円を広域化事業の残事業に充当する予定であるとされております。そこで基本的な事柄として、現在布設されている水道管の老朽化に関しお尋ねをいたしたいと思います。布設から30年、40年及び50年以上経過している水道管というのは、それぞれ全体の何%ぐらいを占めているのでしょうか。そして、そうした状況を踏まえた上で、今後の修繕計画として具体的な実施地域、実施時期等はどのように検討されているのでしょうか、併せてご回答願いたいと思います。

次に、水道料金の改定率を51%に設定するという過程で資産維持率はどのように設定されたのでしょうか。先ほど申しあげました第4回の審議会議事録では、大体5年おきに料金改定をしていくことが見込まれているとなっておりますけれども、再度水道料金の改定が必要になった場合も資産維持率は同じ水準で設定をされるのでしょうか。ご回答をいただければと思います。

3番目に、同じく先ほど引用しました第4回審議会の会議録の中で、審議会の会長がこのような発言をされております。現在の経営は、企業債の残高あるいは企業債の依存率は健全経営とは程遠いもので、段階的に健全化していく視点が必要になりますと、このように発言されています。現時点での企業債残高及び企業債の依存率はどのようになっているのでしょうか、状況をお知らせいただければと思います。

質問事項の3番目、最後になりますけれども、これは水道水の利用促進に関することです。水道事業の経営健全化のためには収益の改善が不可欠になりますが、そのためには設備の改修により漏水対策を講じることで利益率を向上させることとともに、水道水の利用を促進し料金収入を増加させることが課題であると考えます。水道局では、かねてより水道水の利用促進に関するイベントの実施や広報を熱心に行われておりますが、必ずしもそれらは利用者の方々全員の間で広く認知されているとは限らないようです。

水道水は、環境省により51項目もの水質基準値が定められており、衛生と安全性に関しては一般に市販されているミネラルウォーターやボトル入りの飲料水よりもはるかに高い基準が設定されており、また何よりも水道水はミネラルウォーター、大体これが500ミリリットル入りのペットボトル1本で100円前後になりますけれども、その金額を基準にいたしますと約1,000分の1の料金と非常

に安価になっております。水道水が持っているこうした優れた特質は、一般にはあまり具体的には知られていないのではないかと思います。夏は水の使用量が増える時期ですので、これまでとはまた違った手法、例えば街宣車を使って広く水道水の使用を呼びかけるキャンペーンなどを実施してもよいのではないかと思います。当局でのお考えをお尋ねいたします。

壇上での質問は以上で結ばせていただき、続いての質問は質問者席からさせていただきます。

議長（赤岩秀文議員） 2番、高野佳男議員の質問に対する答弁を求めます。

事務局長。

（濱田雅之事務局長登壇）

濱田雅之事務局長 2番、高野議員のご質問のうち1、入札について順次お答え申し上げます。

ご質問の（1）、昨年度から今年度にかけて実施された入札に関し、最低制限価格と入札額が同額となっている件でございますが、まず最初に組合の入札方法並びに業者選定について申し上げますと、設計金額が130万円以上の建設工事、それから設計金額が50万円以上の建設工事に係る設計、調査、測量業務につきましては、原則として電子入札により執行しております。入札方法につきましては、設計金額が1,000万円以上の建設工事の案件は原則として一般競争入札で執行し、圏域内業者を優先とした参加要件としております。また、設計金額が1,000万円未満の建設工事の案件は原則として指名競争入札により執行し、圏域内の1市4町それぞれの地域の業者を優先して指名業者を選定しております。建設工事に係る設計、調査、測量業務のコンサル案件につきましては、設計金額にかかわらず、原則として一般競争入札により執行しております。組合では、これらの案件において最低制限価格を設定しております。

ご質問の令和5年度及び令和6年度における最低制限価格と入札額が同額の案件について申し上げます。令和5年度は、75件の入札件数のうち最低制限価格と入札額が同額となった案件は34件で、率としましては45.33%でございました。発注業種別の内訳としましては、土木工事業が16件、管工事業が9件、舗装工事業が6件、水道施設工事業が3件でございます。

次に、令和6年度は56件の入札件数のうち最低制限価格と入札額が同額となった案件は19件で、率としまして33.93%でございました。発注業種別の内訳としましては、土木工事業が14件、管工事業が2件、舗装工事業が1件、水道施設工事業が1件、解体工事業が1件という内訳でございます。ご質問の最低制限価格と入札額が同額となる要因としましては、積算の基礎となる資材単価につきましては組合のホームページで公開し、閲覧できるようにしております。また、発注案件に係る仕様書とともに、積算参考資料として採用単価等を公開しております。これらの情報を基に、高い積算技術を有する事業者が積算することで設計額と同額の入札額が算出され、さらには地方自治法施行令第167条の10第2項の規定による組合最低制限価格制度実施要領につきましても公表しておりますことから、最低制限価格と同額の入札額が算出されたものと推察しております。

また、平成28年度に水道事業が統合して以来、多くの事業者から開札後の金入り設計書の情報公

開請求申請がなされていることも積算技術の向上が図られた要因の一つと思われます。

次に、(2)、調達区分が建設工事、業種、業務が水道施設に区分される入札は4件実施されましたが、全て同一業者が落札していますが、特に問題はなかったのでしょうかについてでございますが、水道施設で発注する工事につきましても、先ほど申し上げましたように一定の基準に基づき一般競争入札または指名競争入札により多くの事業者を対象とすることで適正な入札執行に努めております。落札業者が同一となったことにつきましては、組合建設工事等競争入札参加資格者名簿に水道施設で業種登録している圏域内の業者数は、令和7年度で40者ございますが、落札業者が工事を施工するには技術者を配置する必要があり、当該技術者が他の工事を兼務する場合も一定の要件がございます。これらの人員配置の関係から、実際に入札書を提出する事業者が少ない状況がありました。この中で、過去の入札実績からご質問の落札業者が比較的に水道施設で発注する工事を優先していると推察でき、複数工事を落札したものと思われます。

以上のことから、一連の入札執行の手続については特に問題なかったものと認識をしております。

最後に、(3)、予定価格と最低制限価格の比率は調達区分、業種、業務によって開きがあるようですが、これらに関して一定の指針や基準もしくは算定式等があるのでしょうかについてでございますが、最低制限価格につきましては秩父広域市町村圏組合建設工事等最低制限価格制度実施要領を定め運用しております。さらに、年度当初においても組合ホームページにおいて当該年度の入札契約制度を公開し、閲覧できるようにしております。

また、予定価格につきましては、平成26年の公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正により、市場の実情等を的確に反映した積算を行うことにより算定した設計書の金額の一部を予定価格の設定段階で控除する行為、いわゆる歩切りによる予定価格の切下げが法律に反することが明確となりました。これにより、綿密な積算に基づく設計金額を基に予定価格を定めております。予定価格に対する最低制限価格の比率が調達区分、業種により開きがあったのは、建設工事や業務委託などで異なる最低制限価格の算出方法であるため、令和6年度実績では予定価格に対する最低制限価格の比率は、建設工事においては約88.66%であり、業務委託では約77.70%の実績となったものでございます。

最低制限価格の制度に関しましては、中央公契連モデルに準じて運用しております。最低制限価格の設定割合は、予定価格の75%から92%の範囲としておりますので、適正であると判断しております。今後も一層公正な入札執行に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（赤岩秀文議員） 水道局長。

（北堀史子水道局長登壇）

北堀史子水道局長 高野議員のご質問に順次お答え申し上げます。

ご質問の2の(1)、第4回秩父広域市町村圏組合水道事業経営審議会議事録にございます令和8年から令和17年度にかけて予定する年間20億円の更新事業の具体的な計画、実施時期についてご説明申し上げます。

水道局では、令和8年4月に予定しております料金改定に並行し、令和8年度以降の投資計画についても検討してまいりました。また、現在パブリックコメントを実施している水道ビジョンでは、人口減少が進む中で広域化整備後の取り組むべき課題は本格的な維持管理へのシフトであると位置づけており、今後多くの補助金が望めない中で施設、管路の強靱化を進め、効果的な災害対策の実施を掲げております。中でも、当組合の管路の耐震化率は県内や類似団体に比較し低い水準であり、全ての管路の耐震性を確保するには財政面、人材面でも困難であるため、効率的、効果的に耐震性を高める必要がございます。そこで、令和8年度以降につきましては災害時を想定し、特に給水が必要となる避難所や医療施設等の重要給水施設を各市町に定め、これらの施設に浄水場から供給する管路、いわゆる重要給水管路を優先し更新工事を進めることとしており、年間15億円ほどの更新工事を予定しております。

また、令和6年の能登半島地震は、水道はもとより下水道システムにも甚大な被害をもたらしました。そこで、国より上下水道一体となった耐震化の推進と避難所や医療施設等の重要給水施設に接続する水道、下水道の整備計画の策定が要請され、水道局では本年1月、各市町の下水道担当部署とともに上下水道耐震化計画の策定を行いました。この計画に基づく国の財政措置も望めることから、水道局としても期待を寄せているところでございます。

なお、管路の老朽化でございますが、現状をお伝えいたしますと、布設以降30年から40年を経過した近い将来耐用年数を迎えていく管路が全体のおよそ17%、既に耐用年数を経過した管路のうち40年から50年を経過した管路が11%、不明管を含む50年以上を経過した管路が25%となっており、全体の36%を占める状態となっております。いずれにいたしましても、限られた財源の中で重要給水管路、上下水道耐震化計画を活用しつつ投資効果の高い老朽管更新工事と併せ、管路の耐震化を進めてまいりたいと存じます。

また、浄水場等の施設、設備につきましては取得時期、現在の運転状況等を考慮しつつ年間4億円ほどの更新を実施していく予定でございます。令和4年度に整備しました水道施設台帳を基に更新工事を実施することとしております。

最後に、事業統合の際に令和7年度末までの実施を予定した広域化事業のうち、計画の変更により令和8年度以降の実施となった管路更新事業を年間1億円予定することとしており、合計で年間20億円の事業費を見込んだものでございます。

なお、事業の詳細、実施時期につきましては現在計画中であるため、答弁は差し控えさせていただきますと存じます。

次に、ご質問の(2)、5年後に予定する水道料金見直しにおける資産維持率の水準の設定について

てでございますが、まず資産維持率とは水道料金の料金算定を行う上で将来の施設更新、再構築を円滑に進めるため、物価上昇や施設の高度化を想定し、資産維持費を算出する基になる割合をいい、料金改定率を算定する際に大きな影響を及ぼす値でございます。日本水道協会により示されている料金算定要領においては3%を標準とするものとされており、各事業者の経営状況等を勘案し決定するものとされております。経営審議会においては3%から0.5%の間を4段階に分割し、試算を行いました。3%の資産維持率における料金改定率は119%を超える値となり、委員からの利用者目線による改定率を検討するべきとのご意見により、最終的な答申としまして0.5%となったもので、料金算定期間内の黒字の維持と内部留保資金12億円を維持できる最低限の値となっております。

今回の答申においては0.5%という算定を行うこととなりましたが、5年後に予定する次回料金見直しにおいても経営状況や社会情勢等を考慮し、改めて協議される値と考えております。ただ、水道事業の健全な状態での継続を考慮した場合、極力3%に近い値が望ましいものと思われま

次に、ご質問の(3)、現時点での企業債残高と依存率についてでございますが、令和7年度末企業債残高は過去最大の95億6,270万円を予定しております。これは経営指標である企業債残高給水収益比率にしますと435.2%となり、全国平均であり、秩父広域において適正水準としている300%と比較しますと、企業債への依存度が高い状態にあるといえます。これは広域化事業や災害復旧事業を行う財源としまして県補助金、一般会計出資金のほか企業債を平成28年度から令和7年度までの10年間で73億7,920万円借り入れたことによるものでございます。令和8年度以降につきましては、事業量の減少とともに借入額を抑制し、年間2億円程度とする見込みでございます。人口減少が進む中で、企業債への過度な依存は将来世代に大きな負担となることは明白であるため、企業債の抑制は継続して行うべきと考えております。

続きまして、ご質問の3、水道水の利用促進について、水道局で行ってまいりましたPR活動やこれまでの取組をご紹介します。水道局では、平成28年の事業統合以来、住民向けの水道事業についての啓発活動として毎年6月第1週の水道週間を利用し、ユニクス秩父や圏域内道の駅等のご協力をいただき、住民の皆様や観光客を対象にしたイベントを実施してまいりました。これまで水道にまつわる防災や利き水イベントを実施し、水への関心、秩父地域の水道事業へのご理解をお伝えしてまいりました。そのほか秩父商工会議所主催のはんじょう博や浦山ダム管理所における水の日イベントにも出展させていただき、同様のイベントを開催し、多くの方々に水道事業に対しての興味関心をいただけるよう努めております。

なお、イベントの際には、水道局で作成した水道水ボトルドウォーターを啓発品としてお配りし、秩父のおいしい水道水をPRしております。また、平成28年度の統合以来、年4回発行しております水道局広報紙「水道だより」につきましては、本年夏号で37号を数えるまでとなり、圏域内の全世帯に配布しております。内容ですが、水道事業全般について様々な記事を掲載しており、令和6年冬号よりは現在進めている広域化計画や料金改定についての特集記事、「未来の水道のために」を

掲載し、住民の皆様へ伝えやすい情報の提供に努めております。さらに、水道水の安全性や水道水の価格は低廉であること等についてもお伝えしておりますので、多くの皆さんが安心して水道をお使いいただけますよう、今後も様々な機会を捉え利用促進、PR活動を行ってまいりたいと存じます。

なお、広報車でのキャンペーンにつきましては、現在水不足で節水をお願いしなければならない時期であるということもございますことから、今後の水道水利用促進の際の研究課題とさせていただきます。

以上でございます。

議長（赤岩秀文議員） 高野佳男議員。

2番（高野佳男議員） 事務局長と水道局長におかれましては、各般にわたり懇切で詳細なご答弁をいただき、誠にありがとうございました。お忙しい中、詳しい数字をお調べいただくのは、事務の担当の方々にとりましてもご負担であったかとは思いますが、感謝申し上げます。

では、再質問に入らせていただきます。壇上での質問では、調査基準等価格と落札価格が同額であった案件のうち、その一部について経緯をお尋ねいたしました。事務局長からいただきましたご答弁では、組合の入札方法及び業者選定から始めて個別の案件ごとの経緯の詳しいご説明をいただき、よく理解することができました。実際他の自治体などの建設工事等の分野で実施している入札の事例などを調べましても、このように調査基準等価格と落札額が同額であるといったような事例はよく見られるようです。それらの案件の中では、予定価格と調査基準等価格が1,000万円から億単位になるものもやはりございまして、入札額が1,000円単位まで一致するのは一見奇異な印象を受けましたので、今回の質問で取り上げさせていただいた次第です。しかし、その後私のほうでもいろいろ調べましても、事務局長からご答弁いただきましたように、入札に際しましては、まず仕様書が非常に細部に至るまで詳細に指定がされておりまして、当組合が実施している入札の中でも、設計の図面まで含めると100ページ、1件で超えるような案件がございます。

また、事務局長ご答弁いただきましたように、土木工事等の積算におきましては、仕様書とともに単価欄に金額の記載がある金入り積算書、設計書などが公示されていることとか、それから最近では積算をこなすソフトウェアが非常に開発が進んでおるようなことから、億単位の案件でも仕様書を作成した段階で相当な確度で、1,000円単位まで金額を合わせることができるというのが実情のようです。したがって、このような案件、特に珍しいということでも実際にはないということを確認ができました。

再質問では、別の案件についてお尋ねをいたしたいと思っております。具体的には、お手元に配付いたしました資料の3ページ、③の上段、土木16という案件なのですが、市道幹線64号線外配水管布設工事に関するものです。この入札案件につきましては、昨年9月18日に開札され11事業者が参加いたしました。そのうちの8事業者が辞退し、残る3事業者が入札を行い、守屋八潮建設株式会社本店が

8,466万円で落札をいたしました。他の入札業者であった有限会社中島土木本店と有限会社ナカケン本店はいずれも同額の7,694万2,000円で入札を行いました。調査基準等価格が7,694万3,000円に設定されていたことから、これを僅か1,000円下回ったことにより失格となりました。一方、落札をされました守屋八潮建設株式会社のほうは落札額と予定価格が全く同一だったのですが、お手元にお配りした資料に含まれる全71件の案件中、予定価格と落札額が全く同額であったという件というのは本件1件だけでした。入札額が調査基準等価格を1,000円下回った業者が失格となり、それを771万7,000円上回った業者が予定価格と同額で落札したというのは、確かに入札のルールにはのっとったものではございますが、効率性の観点から考えますと疑問なしとはし切れない印象が残ります。本件入札に至る経緯をお尋ねいたしたいと思います。

議長（赤岩秀文議員） 事務局長。

濱田雅之事務局長 先ほどお答え申し上げましたとおり、積算技術の向上によりまして、基本的に事業者は最低制限価格に近い入札額を積算することで一件でも多く工事案件の落札を目標にしていることと思われま。失格となりました2者につきましては、最低制限価格の算出時の端数調整の結果で最低制限価格を1,000円下回ったことによるものと推測しております。また、落札した事業者におきましては工事の規模、発注時期、施工場所や事業者の人員配置の状況などの様々な要因から積算した公示価格に最低制限価格の算定率を乗じずに予定価格と同額で入札した結果落札したものとされます。

以上でございます。

議長（赤岩秀文議員） 高野佳男議員。

2番（高野佳男議員） ありがとうございます。なかなか入札に関する事と申しますのは、入札額が実際にどのように算定されたかという正確なところは、入札に参加した当該の事業者でなくては分からないことなんでしょうけれども、各種工事等の発注に係る入札に際しましては、今年度事業が広域化による補助事業の最終年であるということから多々予定されてございますけれども、引き続き適正な実施に努めていただきますとともに、より高い合理性と効率性の達成にご留意をいただければとお願いしたいと思います。

再質問2つ目に移らせていただきます。壇上での質問に際し、昨年度以降建設工事の発注等の関連で当組合が実施した55件の入札に関し、調査基準等価格と落札額が同額の案件が25件あったと申しました。これは全体の中で占める割合が約45パーセントになるわけなのですが、他の地方自治体等と比較しますと同じ期間、すなわち昨年の4月1日から今年の7月18日という期間になりますが、この期間に深谷市が建設工事関連で実施した案件は全部で71件あったのですが、そのうち調査基準等価格と落札額が同額であった案件は、道路建設の関連では15件、水道事業関連では10件、合計25件。全71件中の25件ですので、約35%という比率になっておりました。これは当組合の入札結果の、先ほど申し上げました約45パーセントよりも10ポイント低い数値になりますが、深谷市の場合は条例

により低入札価格調査制度を定め、調査基準等価格とは別に調査限界価格というものを設定し、調査基準等価格よりも低い金額で落札者を決定することがあり、これに該当するものは全71件中21件、すなわち全体のほぼ30%がこれにより落札者が決定されております。ただいま申しあげました深谷市の場合、調査基準等価格と同額で落札された35件と合わせますと、合計で46件が調査基準等価格と同額かそれよりも低い調査限界価格より高い金額ということになりますが、それで落札された案件になり、全体の中で占める割合は約63%、3分の2というふうになっております。

お手元に配付させていただいた資料の最後のページになりますが、ページ番号は振ってありませんが、深谷市が実施している建設工事低入札価格制度の概要をまとめてさせていただきましたので、ご参照いただければと思います。深谷市では、深谷市建設工事低入札価格取扱要綱を制定し、それに基づき調査基準等価格とともにそれよりも低い調査限界価格を別に設定し、調査基準等価格を下回りかつ調査限界価格以上の価格をもって入札したものを低価格入札者とし、競争入札の結果調査基準等価格を下回る価格で入札があったときは落札を留保し、当該入札を行った低価格入札者のうち第1順位者により当該契約の内容に適合がされないおそれがあるか否かについて、工事担当課長に調査させるものとしています。そして、その調査の結果当該契約の内容が適合した履行が可能であるとみなされた場合には低価格入札者を落札者としており、それに該当する案件が全体の30パーセントに該当するというのが、ただいま申し上げたとおりです。今後当組合では、老朽化した施設の更新や解体、特に管路の耐震化と石綿セメント管の布設替えなどが長期的な課題となっており、それらを全て実行するには膨大な経費を要することが見込まれております。その優先順位等につきましては、先ほど水道局長から詳しいご説明をいただいたとおりであります。

こうしたことから、当組合におきましても低価格入札を一律に失格とするのではなく、深谷市のように調査を実施の上、契約内容の履行に問題がないと判断される場合には落札者にできるような制度の導入を検討したらよいのではないかと思います。組合当局のお考えをお尋ねいたします。

議長（赤岩秀文議員） 事務局長。

濱田雅之事務局長 地方公共団体における調達につきましては、その財源が税金によって賄われているものであることから、よりよいものでより安いものを調達することが原則とされております。この原則からすれば、より安いものがよいという考えもあり得ますが、一方で地方公共団体における調達におきましては、よりよいものを発注するという条件を満たす必要もございまして、より安いものを追求し過ぎると低価格による受注が進み、ひいてはその請負金額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結、いわゆるダンピング受注につながることも懸念されます。ダンピング受注は、公共団体から見れば適切な契約の履行の確保がされないおそれがあることや行政サービスの質が低下するなどの支障が生じかねません。また、受注者側からすれば、下請へのしわ寄せや労働条件の悪化等の問題が生じかねないおそれもございまして、さらに、社会全体にとっても公正な取引秩序をゆがめるおそれがございます。

以上のことから、組合といたしましては、よりよいものでより安いものを調達するよう入札契約制度を適切に活用し、発注を行っていく必要があると考えております。まずは、議員がおっしゃられました低入札価格調査制度の研究、低入札価格調査制度を導入している自治体への調査を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（赤岩秀文議員） 高野佳男議員。

2番（高野佳男議員） ありがとうございます。事務局長からは、今後低入札価格調査制度とそれを現在導入している自治体等の事例に関し、調査研究を進めるというご答弁をいただきましてありがとうございます。この結果工事費、かなり抑えることができます。たとえ5%下げることができたとしても、年間20億円というような話になりますので、かなり大きな金額になるかと思えます。引き続きいろいろな課題あるかと存じますけれども、ご検討いただければと思います。

なお、低入札価格調査制度の導入がダンピング受注の防止との関連でご答弁をいただきましたが、これはやはり非常に重要なことであり、1987年、昭和62年2月12日付で当時の建設庁から最低制限価格及び低入札調査基準価格制度の活用についてという建設経済局長名による通達が出されており、公共工事におけるダンピング受注や手抜き工事を防ぎ、適切な価格での契約履行を確保するとともに低入札価格調査制度と最低制限価格制度を適切に活用するよう都道府県知事に通知が出されております。その後も国土交通省から2008年、平成20年度以降数回にわたり最低制限価格制度及び低入札価格調査基準価格制度の適切な活用に関する通達等が出されており、最近では2022年、令和4年4月4日付で総務省自治行政局長及び国土交通省建設経済局長名によるダンピング対策のさらなる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等についてという通達がやはり各都道府県知事などに出されております。地方公共団体における通達に関し、ただいまのご答弁で述べられたよりよいものでより安いものを調達という原則、これは地方自治法第2条の14において、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない、このような規定にかなうものであり、当組合におかれましても、今後各種事業の運営と実施を進めていく中で一層の合理化に努めていただきたく存ずる次第です。広大な面積を占める秩父地域では、広域化された諸事業の実施に係る施設や設備の更新と維持管理に多額の経費を要することから、経営健全化の観点から低価格入札の導入の可能性等も含めまして、引き続きご検討いただきたいとお願いをしたいと思います。

最後になりますが、本年5月15日の組合理事会において新たに管理者に選出をされた富田能成横瀬町長に今後の安定的な事業の実施と経営健全化に関しどのようなビジョンをお持ちであるのかお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（赤岩秀文議員） 管理者。

（富田能成管理者登壇）

富田能成管理者 それでは、私のほうからは水道事業の経営健全化の観点からコメントをさせていただきたいというふうに思います。

水道事業の経営健全化につきましては、人口減少が進む中で持続可能な事業運営を行うために、収益性の向上やコストの削減、資産の有効活用、ダウンサイジングに取り組み、中長期的な財政の健全化を図る必要があります。その中で、平成28年に実施した事業統合、広域化は半世紀先の秩父地域を想定した非常に長期的な事業でありまして、言ってみればまだまだ道半ばと言っても過言ではない、今の私たちの地点だというふうに思っています。これから長い先、この健全な運営を続けていかなければいけないという状況であります。今年度は、事業統合により10年の節目の年を迎え、広域化事業についても予定しておりました配水池等の大規模施設の完成を予定しております。また、現在策定を進めております水道ビジョンにおいては、広域化後の本格的な維持管理の時代を迎えることを想定し策定を進めており、限られた財源の中で投資効果の高い施設の更新工事、管路の耐震化を図り、投資効果の低い山間地における新たな給水方式の検討等を上げております。

料金改定の問題につきましては、今後も定期的に見直しは必要になろうかというふうに思っています。基本は公営企業として独立採算でいけること、赤字でない状況をつくっていくことは基本ではありますが、より本質的なところは、私たちは水道をつくり供給する、住民の皆さんのために欠かせない水道を毎日つくり、毎日供給し続ける、安全で安心した持続可能な供給体制を未来にわたって維持していくことというのが一番肝要であります。人口減少が進んでいく中でこの水道分野は、ありていに言うとはしょれない分野です。どんなに人口が減ろうが管路を維持管理し、毎日水をつくり供給し続けなければいけないということからすると、私たちが持っているあらゆる行政の事業分野の中で最も厳しい分野であろうということも言えるかというふうに思っています。これから先は当然健全経営を努めていくわけですが、加えまして管理者としては、例えば国や県に働きかけ、制度的な改善を図っていくことだったり、あるいは財源を確保していくことだったりということをする必要があろうかなというのと、あとは今、世の中で進んでおる状況をよく目を開き、耳を開いて情報を入れて、例えば活用できる新しいテクノロジーを積極的に学び勉強し、より合理的な水道の供給ができるというところを目指して様々な工夫をしていく必要があろうかなというふうに思っております。

いずれにせよ、今がこの水道事業をはじめとする社会インフラ、私たちの1市4町の社会インフラをつくっていくという上では、私は本当に今踏ん張りどころに来ているというふうに認識しています。組合の職員一人一人の気持ちを合わせて、一体感を持って、この今の勝負どころを乗り越えてまいりたいなというふうに思っております。議員の皆様におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。答弁の結びとさせていただきます。

以上です。

議長（赤岩秀文議員） 高野佳男議員。

2番（高野佳男議員） 富田管理者、どうもありがとうございました。水道事業に限りませんが、本橋議員からご質問のありましたし尿処理再生の汚泥処理の統合、これは一番ハードルが高い事業だということをおっしゃっていましたが、必要欠くべからざる事業でありますけれども、調べれば調べるほど非常に困難な状況にあるということが分かってくるのは、私どもも全く同様であります。ただいま富田管理者のほうから今後の経営健全化に向けての、言わば心意気とともにいろいろな留意点、そういった点についてお話をいただき、大変心強く感じた次第です。課題は非常に多いとは思いますが、水道布設事業に関しましては、資産としてはやはり膨大なストック資産というものを維持しているわけであって、今後一層ストックマネジメントの観点から現にある物理的な資産、それだけではなく資本といった面なんかも全部含めた上でストック資産の管理という観点もお考えいただきまして、経営の一層の合理化、高度化ということにもなるかと思っておりますけれども、努めていっていただければと思います。

それから、いろいろなお話いただきました中で、いろいろな情勢見ていく中で、こういった維持管理に関する施設なども、技術は日進月歩でございますので、新たに活用できるようなテクノロジーがあればそれを活用していきたいというお話がありましたけれども、例えば八潮市で起こりました老朽化した下水道管の破裂によりましていろいろな方面から注目が集まりまして、その関連の記事等、報道などもいろいろ出てきているわけなのですけれども、そういった中で、調べた中でいろいろ知ることができたことなんかもありましたけれども、例えば下水道管というのは一般に上水道なんかよりも深いところに埋まっておりますので、交換するのにも費用がよりかかると。上水道が1キロ1億円とすると、下水は1億5,000万円ぐらいかかるというようなことなんかもよく言われているのですけれども、他方、水道管掘って丸々交換するというのが従来のやり方なのですけれども、新しい技術として、開削をしないで下水道管を補強するというような技術が開発をされておまして、これは交換したいと思う部分に液剤を流し込むわけなのです。そうすると、その液剤が強い膜を内部につくることができまして、これは東京都の水道関連のところなんかが開発した技術なのですけれども、これによると50年間もつそうです。こういったような技術なんかも、ただ経費がどのくらいかはちょっと私も調べていないのですけれども、同じくらい多分かかるのかもしれないのですが、これですと水道を止めないで水道管を新たに補強するようなことなんかもできますので、そういった技術活用なんかもご検討いただければと思います。

一方、石綿管のものに関しては、これはやはりそのものを替えていかないといけないと思いますので、工事の手間などもかかるかとは思いますが、耐震化ということをややはり最重要課題ということで、特に大規模災害などが発生したことなども想定していただき、いろいろな面で強靱な居住地というものをつくっていただければと思います。

やはり水というのは、一番人間にとって大事なものですので、電気が止まる以上に水道が止まってしまうというのは生活に大きな影響を及ぼすところでございます。全ての生物というのは、水が

その生まれ故郷ですので、先ほど管理者のほうからお話いただきましたように安心して安全な、そして持続可能な給水体制、水だけではございませんけれども、そのような体制というものを組合事業全般につきまして今後も継続、効率、適正にご留意いただきながら進めていただければと思います。

以上、拙い内容ではございましたが、私の一般質問を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（赤岩秀文議員） 2番、高野佳男議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時21分

再開 午後 1時25分

議長（赤岩秀文議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（赤岩秀文議員） これより議案審議に入ります。

議案第12号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

（北堀史子水道局長登壇）

北堀史子水道局長 議案第12号 令和6年度秩父広域市町村圏組合水道事業利益の処分及び決算の認定についてをご説明申し上げます。別冊の令和6年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計決算書によりご説明申し上げます。お手元の冊子を御覧ください。

最初に、決算書の2ページを御覧ください。2ページから5ページは、水道事業決算報告書でございます。これは款項に区分した各予算科目について、予算額とこれに対応する決算額を示したものでございます。これらの金額には、消費税及び地方消費税が課税されるものについては、全てその相当額を含んだものになっております。

まず、2ページ及び3ページは収益的収入及び支出の決算でございます。収入の決算額は、第1款水道事業収益の欄、決算額のとおり33億2,704万4,279円でございます。その内訳は、第1項営業収益22億9,588万454円、第2項営業外収益10億3,071万9,837円、第3項特別利益44万3,988円でございます。

次に、支出の決算額は第1款水道事業費用の欄、決算額のとおり30億3,829万5,104円でございます。

す。その内訳は、第1項営業費用29億5,433万3,908円、第2項営業外費用8,384万9,572円、第3項特別損失11万1,624円でございます。

次の4ページ及び5ページは、資本的収入及び支出についての決算でございます。これらの金額につきましても、収益的収支の決算と同様に消費税及び地方消費税の相当額を含んだものとなっております。収入の決算額は、第1款資本的収入の欄、決算額のとおり38億5,726万5,393円でございます。その内訳は、第1項企業債8億円、第2項出資金15億3,665万1,000円、第3項他会計負担金5,239万8,393円、第4項県費補助金14億6,821万6,000円でございます。

次に、支出の決算額は、第1款資本的支出の欄、決算額のとおり56億2,765万1,432円でございます。その内訳は、第1項建設改良費51億4,220万6,006円、第2項企業債償還金4億8,544万5,426円でございます。

4ページの欄外の記載にありますとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額17億7,038万6,039円は、前年度収入済みの工事負担金802万7,800円を充当した後、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億7,418万8,125円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億1,564万7,354円、過年度分損益勘定留保資金11億6,568万2,276円及び減債積立金3億684万484円により補填しております。

次の6ページは、水道事業損益計算書でございまして、令和6年度における水道事業の経営を明らかにするため、年度中に発生した全ての収益及び費用について、消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた額、いわゆる税抜き金額を記載したものでございます。上から11行目でございます営業損失は7億7,229万4,989円で、営業収益から営業費用を引いた営業収支は赤字でございます。これは、料金収入では営業活動に伴う経費を賄えず、営業収支において黒字を計上できなかったものでございます。

中段にあります3、営業外収益の(5)、長期前受金戻入は4億2,680万4,947円でございます。長期前受金戻入につきましては、過去に受けた補助金等を各年度に分割して収益計上したものであり、現金収入を伴わない収益と言えます。言わば理論上の収益と言えるものでございます。

次に、下から4行目の当年度純損失でございますが、平成28年度事業統合以来初となる純損失2,768万2,291円を計上いたしました。昨年度比1億8,464万円の減、117.6%の減少でございます。この当年度損失に対し、前年度から繰り越した利益剰余金2億9,572万1,409円を加え、さらにその下、その他の未処分利益剰余金変動額3億684万484円を加えたものが、一番下の行の当年度未処分利益剰余金5億7,487万9,602円となります。

それでは、令和6年度収支の主なポイントにつきまして、何点か申し上げます。前年と比較し、決算額に大きく相違がある部分についてご説明申し上げます。

まず、収入といたしましては、1の営業収益のうち(1)、給水収益が前年度と比較し約1億1,505万円の増額となっております。これは、令和5年度と令和6年度にそれぞれ実施した地方創生臨時交

付金を活用した水道基本料金の免除による影響が大きく、令和5年度に秩父市及び長瀨町で行った減免額に対し、令和6年度に秩父市にて行った減免額が少なかったことによるものであり、前年度比としては増額ではございますが、減免分を含めた実質の収益としては減収と言える状況でございます。なお、秩父市で実施した水道基本料金免除による減収分につきましては、(3)、その他営業収益として負担金を繰り入れております。

次に、支出といたしましては、2の営業費用のうち(1)、原水及び浄水費が浄水施設の保守点検や維持管理業務につきまして、職員の負担軽減を目的として新たに休日、夜間対応の委託化を進めたこと等により3,058万2,000円、(2)、配水及び給水費につきましても、圏域内の漏水調査業務を新たに休日、夜間対応の委託化を進めたこと等により3,120万9,000円、(4)、減価償却費が償却資産の増加により4,634万円、(5)、資産減耗費が橋立浄水場の整備が進んだこと等によりまして4,730万5,000円、それぞれ増加しております。これら前年度との比較につきましては、36ページにまとめてございますので、後ほど御覧いただければと存じます。

続きまして、8ページから9ページまでは水道事業剰余金計算書でございますが、資本剰余金及び利益剰余金が令和6年度内にどのように増減したか、その経緯を示したものでございます。なお、これら剰余金の令和6年度末残高は11ページの貸借対照表の資本の部に記載してございます。

次に、8ページの下段、水道事業剰余金処分計算書(案)につきましてご説明いたします。それでは、まず6ページの水道事業損益計算書にお戻りください。下から4行目の当年度純損失2,768万2,291円に対し、前年度繰越利益剰余金2億9,572万1,409円、その他の未処分利益剰余金変動額3億684万484円を合わせた当年度未処分利益剰余金5億7,487万9,602円の処分をお諮りするものでございます。

8ページにお戻りください。中ほどの処分計算書(案)を御覧ください。右端の数字が先ほどの値、当年度末の未処分利益剰余金残高5億7,487万9,602円となっております。その下の値が処分案となります。今回未処分利益剰余金のうち、令和6年度に減債積立金を取り崩したことによって発生した剰余金3億684万484円を資本金に処分する予定でございます。処分後の未処分利益剰余金は2億6,803万9,118円となり、次年度に繰越しをいたします。

次に、10ページから11ページは水道事業貸借対照表でございます。水道事業の財産状態を明らかにするため、令和6年度の期末時点における保有する全ての資産と負債及び資本について記載したものでございます。10ページの一番下にございます資産合計は516億458万2,205円、11ページ中ほどの負債合計は207億8,848万2,683円で、下から2行目に記載の資本合計は308億1,609万9,522円でございます。

次に、12ページ、13ページは貸借対照表に対する注記、14ページから39ページにかけましては水道事業報告書、40ページは水道事業キャッシュ・フロー計算書、42ページから44ページは収益費用明細書、46ページ及び47ページは固定資産明細書、48ページから55ページは企業債明細書でござい

ますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

以上で議案第12号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（赤岩秀文議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

1番、小松穂波議員。

1番（小松穂波議員） 1番、小松でございます。私のほうから、1点ちょっと質問させていただきます。その前に、水道局の皆様におかれましては過日の断水の折、秩父の川瀬まつり、そして投開票、参議院の投開票の当日だったということもありまして、職員の皆さん大変ご苦労されたと思います。どうもありがとうございます。

私からの質問は1点なのですが、こちらの秩父広域市町村圏組合水道事業の決算書14ページのところの有収率についてお聞きします。このところ布設替えと管路更新に伴って、そちらの有収率のほうがだんだんとポイントが高くなってきていたのですが、前年度、令和6年に関しまして77.7%と前年度5.5ポイント下がる結果となっております。こちらの原因のほうは、水道局のほうでは把握されているのでしょうか。また、もし原因が把握されているようでしたら、こちらの改善方法など検討されているのかどうかお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

議長（赤岩秀文議員） 経営企画課長。

（八木 修経営企画課長登壇）

八木 修経営企画課長 それでは、小松議員のご質問につきましてお答えさせていただきます。有収率の低下について、でございますが。

まず、有収率とは年間調定水量を年間総配水量で除した上で算出される割合でございます。割合が100%に近いほど、管路からの漏水が少ない効率的な経営ができていることを示唆するものでございます。平成28年の事業統合以来進めてまいりました老朽管の布設替え工事によりまして、統合当初78.3%でございました有収率は、令和5年度末には83.2%まで改善をする状況となっております。しかしながら、令和6年度末、今回の決算におきましては77.7%と統合当時の割合を下回る結果となっております。水道局としましては、大きな問題として捉えております。現在その原因としましては、橋立浄水場の整備に伴いまして更新をしました配水流量計によりまして、正確な数値が今回計測することができたということが1点、そしてまた橋立浄水場の配水系統以外におきまして、総じてこの有収率の低下が見られております。管路の更新が老朽化に追いついていない状況が表れたこととも考えております。そして、最も大きな要因としまして、水道の本管から個人宅のメーターまでを一次側給水管と呼ぶのですけれども、こちらの漏水が大きく作用している可能性を考えております。中でも秩父地区におけます給水管の漏水事故、こちらにつきましては昨年同時期の2倍ほどの数字になっておりまして、給水管の老朽化に併せまして、昨今の温暖化による地表面温

度の上昇によりまして、給水管の高温被害による漏水を今疑っているところでございます。また、一次側給水管は個人の所有による管路となっております、更新が思うように進んでいないということも原因と考えております。

水道局における今後の対策としましては、これまでも実施してまいりました専門業者によりまず圏域内全域の漏水調査を継続して行うとともに、先日は夜間において消火栓を利用しました水道本管漏水調査というものを試験的に行っております。また、新たな技術を導入しまして、人工衛星やAIを活用しました漏水調査の検討も現在進めているところでございます。一方で、本来個人の所有物であります一次側の給水管の更新につきましては、住民の皆様方に定期的な更新が必要であるということ、この必要性をお伝えし、また重点的に広報していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（赤岩秀文議員） 1番、小松穂波議員。

1番（小松穂波議員） ありがとうございます。今ご回答いただいたのですが、枝の部分になるわけですね。そうすると、その部分というのはやっぱり一般個人の方の持分ということで、なかなかこちら個人での修繕ということになりますとハードルが高くなってくると思うのですが、今後その個人での修繕または配置というか、もともとに戻すとかそのところを、例えばお家がなくなった場合にそちらのほうを更地に戻して、管のほうも撤去するような場合はあると思うのですが、その場合には水道局ないしこちらの広域のほうでこれからの補助ですとか、そういうところまでは考えていらっしゃるでしょうか。

議長（赤岩秀文議員） 工務課長。

浅見 修水道局次長兼工務課長兼横瀬事務所長 1番、小松議員さんの再質問にお答えします。

これは給水管の布設替えをしたら、かかったら費用の助成をするということはとても大切だと思いますが、現在の秩父水道局の財政事情では今の件数を、布設替えとか建て直しの際にそれを支出するのはかなり厳しい状況だと思われまして。なので、他の団体等の実施例を今後研究していきたいと思っております。

以上です。

議長（赤岩秀文議員） 他に質疑ございますか。

5番、本橋貢議員。

5番（本橋 貢議員） 先ほどの答弁いただいた中で、AIとか人工衛星で漏水を調べられるという、そういうお話だったのですけれども、具体的にどのような形でそういった漏水等を調べることができるのか、またそれに対しての予算、費用というのはどのぐらいを想定されているのかお伺いできればと思います。

議長（赤岩秀文議員） 経営企画課長。

(八木 修経営企画課長登壇)

八木 修経営企画課長 本橋議員のご質問につきまして回答させていただきたいと思います。

人工衛星やA Iを駆使しました漏水調査ということで、水道局のほうでも、今こういっただけをやり始めた業者さんに対して調査を行っているところです。また、既に導入を行った業者につきましても、お話ですとかプレゼン等をいただきまして検討している段階です。方法としましては、人工衛星から写真を撮り、その中で漏水、水が出ている場所を見つけるという作業、そしてこれまでの秩父地域の中で漏水をしたバックデータを地図上に落とし込んで、やはり弱い管路、あとは漏水しやすい地質ですとか、そういったものを総合的にA Iを通して判断していくというシステムになっております。これを導入してピンポイントで漏水が発見できるかどうかといいますと、まだそこまでの検証はできておりません。ただ、漏水調査を行う上で合理的な調査ですとか試験を行っているためには、こういった最先端の技術を使いながら、そのエリアごとに漏水の調査、あとは重点的に行えるエリアを選定して、漏水していると思われる地域を特定しながら調査をしていきたいと考えておるところです。

失礼しました。費用面に関しまして、追加でお答えしたいと思います。現在のところ、費用につきましては正確な数字をお伝えできる段階ではございません。ただ、業者のほうともお話をしたりしておりまして、その中で試験的な導入といいたいまいしょうか、そういったことも可能ということですので、一遍に大きな金額をかけずに一度検証をしながら、こういった新しい技術につきましては導入をする必要があると考えております。

以上でございます。

議長(赤岩秀文議員) 5番、本橋議員。

5番(本橋 貢議員) ありがとうございます。すばらしいことだと思いますし、また人力で調べるといことは大変な労作業もあると思います。その精度というのはどのぐらいなものなのか、もし分かれば教えていただければと思うので、まだこれからだと思うのですけれども、今分かっている範囲でどのぐらいの精度で漏水が分かるのか教えていただければ。分からなければ、分からないでいいです。

議長(赤岩秀文議員) 経営企画課長。

八木 修経営企画課長 精度につきましては、まだこの場でお示しできる状態には、私たちの持っているデータとしてはございません。

以上でございます。

議長(赤岩秀文議員) 他に質疑ございますか。質疑なしでいいですか。

(「なし」と言う人あり)

議長(赤岩秀文議員) 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(赤岩秀文議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(赤岩秀文議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり利益の処分については可決、決算については認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(赤岩秀文議員) 総員起立であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(赤岩秀文議員) 次に、議案第13号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(濱田雅之事務局長登壇)

濱田雅之事務局長 議案第13号 秩父広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例及び秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書2ページを御覧ください。本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、令和7年10月1日施行の部分休業制度の拡充及び仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備等その他所要の改正をするものでございます。

第1条の秩父広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。改正の概要は、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置である部分休業制度の拡充による部分休業の取得パターンの多様化に係る関係規定の整備をするものでございます。

第1条は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により条番号にずれが生じたことにより、第19条第2項等の引用箇所を改めるものでございます。

第20条第2号は、部分休業の承認の請求が可能な非常勤職員の要件から1日につき定められた勤

務時間を削除するものでございます。

次に、第21条は現行の1日につき2時間を超えない範囲内の部分休業を第1号部分休業に改めるとともに、勤務時間の始めまたは終わりに限り承認可能としていた取扱いを廃止するものでございます。第21条の2につきましては、法改正により新たに措置された1年につき人事院規則で定める時間を超えない範囲内の部分休業を第2号部分休業として新たに規定するものでございます。第21条の3は、部分休業の請求を申し出る単位期間を定めるものでございます。

次に、3ページを御覧ください。第21条の4につきましては、第21条の2で定める職員が1年につき請求できる第2号部分休業の上限を定めるものでございます。第21条の5につきましては、職員が部分休業の請求パターンの申出の内容を変更することができる特別の事情を定めるものでございます。

次に、第22条では部分休業をしている職員の給与の取扱い、第23条では部分休業の承認の取消事由を整理し、地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第3項に規定する特別な事情が生じたことにより部分休業の申出の内容を変更したときとすることに改めるものでございます。

続きまして、第2条の秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正では、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の措置の規定を整備するものでございます。

まず、第15条は同条第18条の2が繰下げにより第18条の3となることによる引用条項等を改めるものでございます。

次に、この後ご説明申し上げますが、新たに第18条の2に妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等の規定を追加することに伴い、第18条の3を第18条の4に繰り下げ、さらに第18条の2につきましては文言の整理をし、第18条の3に繰り下げるものでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。第18条の2といたしまして、第1項で妊娠、出産等について申出をした職員等に対する意向確認等の措置を、第2項では3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に関する情報提供と意向確認に関する措置を、第3項では聴取した意向への配慮を任命権者に義務づけ、職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう支援する規定を新たに整備するものでございます。

次に、附則でございますが、1項で施行日を法律等の施行日に合わせて令和7年10月1日とし、2項で改正後の秩父広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例第21条の4の規定の第2号部分休業の請求可能期間が令和7年度においては条例施行日が10月1日であることから、当該年度における第2号部分休業の取得可能期間が6月となるため、令和7年度における第2号部分休業が請求可能な時間を平年の半分の5日相当の時間とする経過措置を、第3項では条例施行日の令和7年10月1日時点で子が2歳11か月に達する翌日を過ぎている場合には、改正後の秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第18条の2第2項に基づく個別の周知、意向確認が

できないこととなることから、個別の周知、意向確認の対象外となる3歳に満たない子を養育する職員に対しても、施行日前においてこれに準じた措置を講ずることができる旨の経過措置を定めるものでございます。

以上で議案第13号の説明を終わります。何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（赤岩秀文議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（赤岩秀文議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（赤岩秀文議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（赤岩秀文議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（赤岩秀文議員） 総員起立であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（赤岩秀文議員） 次に、議案第14号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

（北堀史子水道局長登壇）

北堀史子水道局長 議案第14号 令和7年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1回）についてご説明申し上げます。

議案書の6ページを御覧ください。今回の補正は、収益的収入のうち営業外収益の消費税及び地

方消費税還付金を、収益的支出のうち営業費用の通信運搬費を、資本的支出のうち建設改良費の変更をそれぞれ行うものでございます。第1条は省略いたしまして、第2条は業務予定量のうち(4)、主要な建設改良事業について、補正額に基づき記載しております。

次に、第3条、収益的収入及び支出についての補正でございます。収益的収入の第1款第2項営業外収益でございますが、407万3,000円を増額するものでございまして、今回の補正に伴う消費税及び地方消費税還付金の見直しによる補正でございます。収益的支出の第1款第1項営業費用でございますが、59万2,000円を増額するものでございまして、一部浄水施設の測定データ通信方式の見直しによる補正でございます。

続きまして、第4条の冒頭の記述は、資本的収入が資本的支出に不足する額の補填財源に関する内容をそれぞれの項目と金額について補正するものでございます。

その下段は、資本的支出の補正でございます。資本的支出の第1款第1項建設改良費でございますが、4,430万円を増額するものでございまして、埼玉県が実施する三沢地内の県道改良工事に関連した配水管布設替工事を行うため工事請負費を追加計上し、並びに新三沢配水池築造工事に伴う電柱等の移設費用として負担金を追加計上するものでございます。

以上で議案第14号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（赤岩秀文議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（赤岩秀文議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（赤岩秀文議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（赤岩秀文議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（赤岩秀文議員） 総員起立であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（赤岩秀文議員） 次に、議案第15号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

消防長。

（加藤好一消防長登壇）

加藤好一消防長 議案第15号 財産の取得についてご説明申し上げます。

議案書7ページを御覧ください。本議案は、秩父広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めたいものでございます。

現在西分署に配備する救急自動車が17年経過し、老朽化が著しいことから秩父消防署本署に配備する救急自動車を西分署へ配置転換をし、新規購入する災害対応特殊救急自動車を秩父消防署本署に配備したいものでございます。この災害対応特殊救急自動車は四輪駆動車で、定員は7名以上となっております。名称に災害対応特殊とあるのは、総務省消防庁が定める緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用することから、事業名を補助金事業の指定名称である災害対応特殊救急自動車とすることと四輪駆動車等の装備基準を満たした救急自動車となっているためです。

取得金額につきましては1,925万円でございます。令和7年5月23日に指名競争入札を執行し、落札した埼玉トヨタ自動車株式会社秩父店と契約したいものでございます。

以上で議案第15号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（赤岩秀文議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（赤岩秀文議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（赤岩秀文議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（赤岩秀文議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（赤岩秀文議員） 総員起立であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決しました。

○閉会の宣告

議長（赤岩秀文議員） 以上で今期定例会の議事は全て終了をいたしました。

これをもちまして令和7年第2回秩父広域市町村圏組合議会7月定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時08分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年7月23日

議 長 赤 岩 秀 文

署名議員 四 方 田 実

署名議員 大 島 瑠 美 子

署名議員 新 井 利 朗

